

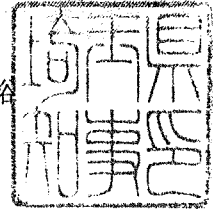
産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江戸川区東小岩三丁目13番16号

氏名 有限会社 ヴレーメン  
取締役 谷津 秀信

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕



許可の年月日 令和 3年 7月21日

許可の有効年月日 令和 8年 5月21日

1. 事業の範囲

中間処理

破碎：廃プラスチック類、金属くず（空隙のある機械部品、スチール缶及びアルミ缶で付着物のないものを除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃ガラスビンを除く。） 以上3種類

圧縮：金属くず（空隙のある機械部品、スチール缶及びアルミ缶で付着物のないものに限る。） 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字本郷字東中555番1 以上1筆（面積736.80㎡）

処理施設及び保管施設及び概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

(1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2. に掲げる場所で行うこと。

(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

| 許可(届出)年月日   | 指令番号        | 変更内容         |
|-------------|-------------|--------------|
| 平成18年 5月22日 | 指令廃指第149号   | 新規許可         |
| 平成23年 7月12日 | —           | 変更届（保管施設の変更） |
| 平成28年 9月 5日 | —           | 変更届（保管施設の変更） |
| 平成29年10月16日 | 指令東環第106-2号 | 更新許可         |
| 令和 3年 7月21日 | 指令東環第127-3号 | 更新許可         |

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

| 施設の種類 | 処理能力             | 産業廃棄物の種類  | 設置年月日<br>許可年月日<br>許可番号        |
|-------|------------------|---|-------------------------------|
| 破砕施設  | 4.09t/日<br>(8時間) | 廃プラスチック類 以上1種類                                    | 平成18年 5月22日<br>_____<br>_____ |
|       | 2.48t/日<br>(8時間) | 金属くず(空隙のある機械部品、スチール缶及びアルミ缶で付着物のないものを除く。) 以上1種類    |                               |
|       | 2.43t/日<br>(8時間) | ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃ガラスビンを除く。) 以上1種類 |                               |
| 圧縮施設  | 8.40t/日<br>(8時間) | 金属くず(空隙のある機械部品、スチール缶及びアルミ缶で付着物のないものに限る。) 以上1種類    | 平成18年 5月22日<br>_____<br>_____ |

保管施設の種類及び能力等

| 産業廃棄物の種類  | 保管面積  | 保管高さ等    |
|---|-------|----------|
| 廃プラスチック類、金属くず(空隙のある機械部品、スチール缶及びアルミ缶で付着物のないものに限る。) 以上2種類 | 12.8㎡ | 3.0m(屋内) |
| 廃プラスチック類 以上1種類  | 5.7㎡  | 1.0m(屋内) |
| 金属くず(空隙のある機械部品、スチール缶及びアルミ缶で付着物のないものを除く。) 以上1種類          | 3.8㎡  | 1.0m(屋内) |
| ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)及び陶磁器くず(廃ガラスビンを除く。) 以上1種類       | 1.0㎡  | 1.0m(屋内) |

(以下余白)